

▶対処期間（～2月7日）

※緊急事態措置期間に準ずる期間とする

▶行事イベント等の開催制限

社会経済活動に影響を及ぼさない行事等については原則中止延期すること

※感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を持続的に可能としていくため、行事や施設等の制限については、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、個別に判断を行うこととする。